



VAT 税率据え置きについて

2021 年 8 月 31 日

One Asia Lawyers タイ事務所

商品の販売、サービスの提供、及び輸入に係る付加価値税（以下、「VAT」）税率が 2566（2023）年 9 月 30 日まで 7%に据え置かれることが決定され、2021 年 8 月 27 日に勅令第 324 号¹が官報に掲載されました。

タイの VAT は 1991 年の改正歳入法により第 80 条で 10%と定められていますが、同条 2 項において、勅令を制定することによりこれを引き下げることができると規定されています。そのため、1999 年²以降勅令が発布され続け、VAT 税率が 7%に据え置かれてきました。

今回の措置は、国民の支出軽減、民間企業の救済、そして新型コロナウイルスにより多大な影響を受けた国の経済の安定化を目的としています。

なお、VAT 税率 7%は国税（6.3%）と地方税（0.7%）で構成されます。勅令第 324 号は歳入法第 80 条に基づく VAT 税率の引き下げを行うものとし、その税率を 6.3%とすると規定していますが、地方税 0.7%については 2534（1991）年地方自治体への VAT 分配と特別事業税に関する法律及び 2534（1991）年地方自治体歳入法（第 3 号）により、地方自治体に代わって歳入局が VAT の九分の一を徴収することと定められています。つまり、6.3%の九分の一である 0.7%が地方税として加えられ、合計 7%が VAT として徴収されます。

以上

〈注記〉

本内容に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

¹ http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2564/A/054/T_0001.PDF

² 2542（1999）年勅令第 353 号

<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2542/A/022/91.PDF>

「One Asia Lawyers」は、アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers タイ事務所においては、常駐日本人専門家 3 名を含む合計 20 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

miho.marsh@oneasia.legal (マーシュ美穂)



藪本 雄登

One Asia Lawyers タイ事務所代表/メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2010 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLMへのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。



マーシュ美穂

One Asia Lawyers タイオフィス兼務

ネイティブルベルのタイ語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査、労務、コンプライアンス監査、内部通報、相続、その他各種登記業務のサポートを担当。